

令和元年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	継続費通次繰越しの報告について（平成30年度埼玉県和光市水道事業会計）
担当	企業経営課

【目的】

平成30年度埼玉県和光市水道事業会計のうち南浄水場第1・2配水池改修事業について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

南浄水場第1・2配水池改修事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
南浄水場第1・2配水池改修事業	44,647,200円

報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について（平成30年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

平成30年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号、第4号、第5号）で計上しました15事業のうち、年度内に終了した事業を除いた14事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の14事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
庁舎施設整備 (庁舎電気室直流電源装置更新工事)	16,251,840
広沢複合施設整備 (広沢複合施設整備事業)	25,920,000
みなみ保育園施設整備 (みなみ保育園床修繕工事)	6,858,000
プレミアム付商品券交付 (プレミアム付商品券交付事業)	4,574,000
道路補修 (古美山立体橋耐震補強事業)	31,000,000
道路整備 (市道268号線他道路改良事業)	32,500,000
道路整備 (芝宮橋整備事業)	62,942,000
和光北インター東部地区まちづくり推進 (（仮称）和光北インター東部地区基本計画等作成事業)	57,240,000
越後山土地区画整理組合活動支援 (和光市組合等まちづくり整備事業)	54,500,000

白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援 (和光市組合等社会資本整備総合交付金事業)	35,773,000
アーバンアクア公園整備 (アーバンアクア公園整備事業)	114,169,840
小学校施設整備 (県道拡幅工事に伴う北原小学校外部設備移設事業)	7,929,600
中央公民館施設整備 (空調機器更新工事)	23,765,000
中央公民館施設整備 (消防設備機器更新事業)	1,900,800

報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について（平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計）
担当	財政課

【目的】

平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）で計上しました1事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の1事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
介護保険システム改修事業(長寿あんしん課) (介護予防ケアマネジメントシステム改修事業)	1,944,000

報告第4号	繰越明許費繰越しの報告について（平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
-------	---

担当	財政課
----	-----

【目的】

平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号、第3号）で計上しました3事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の3事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
駅北口土地区画整理推進(駅北) (区画道路築造整備事業)	74,971,960
駅北口土地区画整理推進(駅北) (宅地造成整備事業)	25,876,800
駅北口土地区画整理推進(駅北) (建物移転等補償事業)	17,640,161

議案第 3 4 号	和光市教育委員会委員の任命について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市教育委員会委員の木村 玲子（山下 玲子）氏の任期が令和元年 6 月 8 日をもって満了となることから、引続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第 35 号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	建築課

【目的】

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の一部改正に伴い、建築基準法関係等の申請手数料の額等について所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正内容要旨

(1) 建築基準法改正による改正

別表(5) 建築基準法関係

ア 用途変更の仮設興行場等許可の対応

イ 規則改正の対応

(2) 消費税法改正による改正

別表(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

別表(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

別表(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

中の、構造計算適合性判定に係る手数料の見直し 税率 8 → 10 %

2 施行期日

(1) 建築基準法改正による改正

公布の日から施行します。

(2) 消費税法改正による改正

令和元年 10 月 1 日から施行します。

議案第36号	消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
担当	資産戦略課

【目的】

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正に伴い、公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）を消費税率の引き上げに対応した額に改正するため、関係条例の整備を行うものです。

【内容】

- 1 消費税率の引き上げに対応した使用料等の額について、10円単位で引き上げを行います。

現在の使用料等については、平成27年度に実施した「使用料の見直し」により、利用区分ごとに適正な金額を定めているところです。そのため、今回の使用料等の引き上げは、現行の使用料等の額を基として、令和元年度からの消費税率の引き上げ分を加算した額にすることとします。消費税率の引き上げに対応した使用料等の額については、現行の使用料等が内税表示方式となっていることから、現在の10円単位としている使用料等の額を108で除して得た額に、110を乗じて得た額とし、10円未満の端数については切り捨てることとします。

※使用料等の引き上げに係る計算式の例

$$530 \div 1.08 \div 490.74 \quad 490.74 \times 1.10 \div 539.81 \quad 530 \text{円据え置き}$$

$$540 \div 1.08 = 500.00 \quad 500.00 \times 1.10 = 550.00 \quad 540 \rightarrow 550 \text{円に改正}$$

- 2 10円未満の端数を切り捨てるため、現行の使用料等の額が540円以上の使用料等が増額の対象となります。使用料等の額に応じた増加額は次の表のとおりです。

現行の使用料等の額	増加額
100円～530円	0円
540円～1,070円	10円
1,080円～1,610円	20円
1,620円～2,150円	30円
2,160円～2,690円	40円

現行の使用料等の額	増加額
2,700円～3,230円	50円
3,240円～3,770円	60円
3,780円～4,310円	70円
4,320円～4,850円	80円
4,860円～5,390円	90円

5, 400円以上の使用料等については、現行、定めのある額のみとします。

現行の使用料等の額	増加額
18,790円	340円
20,570円	380円
23,480円	430円

3 使用料等の引き上げの対象となる施設等は、次に掲げるとおりです。

- (1) 市立公園（和光市アーバンアクア公園有料公園施設を含む）
- (2) コミュニティセンター（吹上・新倉・牛房・白子）
- (3) 公民館（中央・南・坂下）
- (4) 体育施設（総合体育館・運動場・広沢小学校夜間照明）
- (5) 市民文化センター
- (6) 勤労福祉センター
- (7) 総合福祉会館（地域福祉センター）

4 施行期日

令和元年10月1日から施行します。

議案第 37 号	和光市庭球場設置及び管理条例を廃止する条例を定めることについて
担 当	スポーツ青少年課
<p>【目的】</p> <p>和光市庭球場の土地賃貸借契約が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、和光市庭球場を廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、和光市庭球場設置及び管理条例を廃止する条例を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 主な内容</p> <p>和光市庭球場のために借りている土地の賃貸借契約が令和 2 年 3 月 31 日に終了し返却するので、11 月 1 日から原状回復を行います。そのため、庭球場の使用を 10 月 31 日をもって終了します。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和元年 11 月 1 日から施行します。</p>	

議案第 38 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めること について
担 当	社会援護課

【目的】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 主な改正内容

- (1) 災害援護資金の貸付けを受ける場合、今まで必須とされていた保証人を必須でないものとします。
- (2) 災害援護資金の貸付けについて、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間経過後に延滞の場合を除いて利率を年 1.5% とします。
- (3) 保証人が保証する債務の範囲を明記します。
- (4) 災害援護資金貸付の償還方法に月賦償還を加えます。

2 施行期日

公布の日から施行します。

ただし、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金貸付けについては、従前の条例の適用を受けます。

令和元年補正予算関係議案の概要

議案第39号 令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第2号)

議案第40号 令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(参考資料)

各基金の現在高表

令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	26,232,719千円
補 正 額	137,929千円
補正後予算額	26,370,648千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
16	文化芸術創造拠点形成事業補助金	0	6,176	6,176	文化庁が実施する令和元年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造拠点形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、市に交付されることに伴い、追加計上するもの。	総務人權課
16	先導的官民連携支援事業補助金	0	14,965	14,965	官民連携にかかる調査委託費の補助事業申請に伴い、追加計上するもの。(補助率10/10)	資産戦略課
16	子ども・子育て支援交付金	134,530	5,233	139,763	学童クラブにおける障害児の受入人数の増加に伴い、必要となる支援員を配置するため、増額補正するもの。(補助率1/3)	保育サポート課
16	子ども・子育て支援事業費補助金	0	23,230	23,230	幼児教育の無償化実施のために必要な事務及びシステム改修に対する補助金が創設されるため、追加計上するもの。(補助率10/10)	保育サポート課
16	子ども・子育て支援整備交付金	0	52,704	52,704	広沢複合施設整備事業として広沢学童クラブの移設をするにあたり交付金の内示を受けたため、追加計上するもの。(補助率2/3)	保育施設課
16	疾病予防対策事業費等補助金	0	13,506	13,506	特定感染症検査等事業に対する補助金(補助率1/2)及び緊急風しん抗体検査等事業(システム改修分)に対する補助金を追加計上するもの。(補助率10/10)	健康保険医療課
16	社会資本整備総合交付金(道路安全課)	229,636	△ 55,235	174,401	令和元年度社会資本整備総合交付金の配分内示額に基づき、減額補正するもの。	道路安全課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
17	放課後児童対策事業運営費補助金	63,082	5,233	68,315	学童クラブにおける障害児の受入人数の増加に伴い、必要となる支援員を配置するため、増額補正するもの。(補助率1/3)	保育施設課
17	埼玉県子ども・子育て支援整備交付金	0	13,176	13,176	広沢複合施設整備事業として広沢学童クラブの移設をするにあたり交付金の内示を受けたため、追加計上するもの。(補助率1/6)	保育施設課
17	全国消費実態調査事務交付金	824	73	897	全国消費実態調査の実施に当たり、任命する調査員の報酬単価に調査員費用弁償と調査員電話料を増額補正するもの。(補助率10/10)	情報推進課
20	財政調整基金繰入金	432,383	62,068	494,451	財政調整基金現在高(補正後)878,032千円	財政課
22	雑入(市民活動推進課)	0	2,100	2,100	(一財)自治総合センターからの越後山自治会に対するコミュニティ助成事業実施に伴う助成金を、追加計上するもの。(補助率10/10)	市民活動推進課
23	広沢学童クラブ整備事業債	74,200	△ 55,700	18,500	国県補助金の内示により起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
23	市道舗装補修事業債	41,800	2,900	44,700	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正するもの。	財政課
23	市道道路改良事業債	57,500	26,900	84,400	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正するもの。	財政課
23	谷戸橋耐震補強事業債	40,500	6,500	47,000	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正するもの。	財政課
23	芝屋橋修繕事業債	13,300	12,100	25,400	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正するもの。	財政課
23	防災倉庫整備事業債	15,400	△ 900	14,500	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
23	白子小学校トイレ改修事業債	6,800	1,000	7,800	起債種別の変更に伴い、増額補正するもの。	財政課
23	新倉小学校トイレ改修事業債	9,000	1,900	10,900	起債種別の変更に伴い、増額補正するもの。	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	公共施設マネジメント 実行計画推進	5,185	14,965	20,150	公共施設マネジメントの民間活用の検討に向けて増額補正するもの。	資産戦略課
2	広沢複合施設整備	111,512	11,840	123,352	広沢複合施設整備・運営事業の事業者提案に基づき、広沢学童クラブ整備等に関して増額補正するとともに、割賦払いの総額元金の消費税分を一括払いするため、増額補正するもの。	資産戦略課
2	市民文化センター管理運営	207,920	6,176	214,096	文化庁が実施する令和元年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造拠点形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、事業を実施する指定管理者へ補助金として交付するため増額補正するもの。	総務人権課
2	全国消費実態調査	759	73	832	全国消費実態調査の実施に当たり、任命する調査員の報酬単価に調査員費用弁償と調査員電話料を増額補正するもの。	情報推進課
2	コミュニティ活動支援	14,592	2,100	16,692	(一財)自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、越後山自治会に対して、コミュニティ活動に必要な備品購入のための助成を行うため、増額補正するもの。	市民活動推進課
3	介護保険特別会計 繰出金	656,896	1,059	657,955	介護保険システムの改修に伴い、増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	職員人件費	49,958	292	50,250	幼児教育無償化に伴う認可外事業者に係る追加事務に伴い、増額補正するもの。	保育施設課
3	教育・保育給付費等 支給管理	6,832	22,688	29,520	幼児教育の無償化実施のために必要となる事務費及び無償化に対応するためのシステム改修費が見込まれるため、増額補正するもの。	保育サポート課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	学童クラブ管理運営	336,117	14,884	351,001	学童クラブにおける障害児の受入人数の増加に伴い、必要となる支援員の配置経費を増額補正するもの。	保育施設課
4	予防接種	287,100	2,432	289,532	風しんの追加的対策を実施するにあたり、受診記録等を管理するためのシステム改修及び、集合契約に則り、医療機関からの請求書の処理業務を国保連合会に委託するため、増額補正するもの。	健康保険医療課
8	道路整備	271,518	49,600	321,118	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催地であることから、多くの観客が利用する駅前広場他の改修を行う必要があるため、増額補正するもの。また、新たに設置するデジタルサイネージの除幕式を行うため、増額補正するもの。	道路安全課
10	児童教育活動	77,287	10,130	87,417	小学3・4年生で1学級あたり児童数が35人を超える学級が8クラス生じたため、追加2名分の少人数学級推進教員採用に係る予算が必要になったため、増額補正するもの。	学校教育課
10	坂下公民館施設整備	1,794	1,690	3,484	坂下公民館の講堂に設置している空調機器が経年劣化により不具合が生じ、当該機器の更新工事を行うため、増額補正するもの。	坂下公民館

3 地方債

(変更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
広沢学童クラブ整備事業	74,200	18,500
市道舗装補修事業	41,800	44,700
市道道路改良事業	57,500	84,400
谷戸橋耐震補強事業	40,500	47,000
芝屋橋修繕事業	13,300	25,400
防災倉庫整備事業	15,400	14,500
白子小学校トイレ改修事業	6,800	7,800
新倉小学校トイレ改修事業	9,000	10,900

令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

予 算 現 額	3,602,326千円
補 正 額	1,059千円
補正後予算額	3,603,385千円

1 歳入

（単位：千円）

款	区分（細節）	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
6	事務費繰入金	216,224	1,059	217,283	介護保険システム改修事業費の増加に伴い、増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

（単位：千円）

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	介護保険システム改修事業（長寿あんしん課）	0	1,059	1,059	2019年10月に実施される介護報酬改定に伴い介護保険システムを改修するため、追加計上するもの。	長寿あんしん課

(参考資料)

各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	940,100		62,068	878,032
	市債管理基金	0			0
	学校教育施設整備基金	105,673			105,673
	公共用地取得事業基金	13,584			13,584
	公共施設整備基金	34,426			34,426
	都市基盤整備基金	38,276			38,276
	学校建設基金	0			0
	まちづくり基金	19,605			19,605
	小計	1,151,664	0	62,068	1,089,596
特別会計	国民健康保険財政調整基金	915,963			915,963
	介護保険介護給付費準備基金	115,218			115,218
	介護保険高額介護サービス費等 一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	1,036,181	0	0	1,036,181
合計	2,187,845	0	62,068	2,125,777	

※予算計上額に基づき作成しています。